

## 【記入要領(兵庫県用)】 <特定有害>

### 記入の際の注意事項

- (1) 特別管理産業廃棄物のみについて、報告してください。
- (2) 報告書の記入にあたっては、記入例及び各種コード表を参照してください。
- (3) 廃棄物の量は「kg」（キログラム）で記入してください。
- (4)  $m^3$ 、Lの表示については、kgに換算してください。（ $m^3 \times \text{比重} = t$ 、 $1 t = 1,000kg$ ）
- (5) 小数点以下は四捨五入とし、合計が1kgに満たない場合は「1」としてください。
- (6) 複数の業者に中間処理を委託している場合は、「中間処理委託業者名」欄に、全ての業者名を並べて記入してください。

### 産業廃棄物コード

01	燃え殻 (換算比重 1.14 t/m <sup>3</sup> )	12	金属くず
02	汚泥	13	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
03	廃油 (換算比重 0.90 t/m <sup>3</sup> )	14	鋼さい
04	廃酸 (換算比重 1.25 t/m <sup>3</sup> )	15	がれき類
05	廃アルカリ (換算比重 1.13 t/m <sup>3</sup> )	16	動物の糞尿
06	廃プラスチック類	17	動物の死体
07	紙くず	18	ダスト類
08	木くず	19	13号廃棄物
09	繊維くず	20	感染性廃棄物 (換算比重 0.3 kg/L)
10	動植物性残さ	21	廃石綿類
11	ゴムくず	22	廃PCB類

### 特管区分コード

1	有害産業廃棄物(PCB・廃石綿・重金属類・トリクロロフル・テトラクロロフル・その他有機塩素系を含むが、別表第3等で指定された施設以外から生じたもの)
2	特定有害産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物 (感染性・引火点の低い廃油・pH2以下の廃酸・pH12.5以上の廃アルカリ)
3	特別管理産業廃棄物(特定有害産業廃棄物のこと)(PCB・廃石綿・重金属類・トリクロロフル・テトラクロロフル・その他有機塩素系を含むもので、別表第3等で指定された施設において生じたもの)

別表第3：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令別表第三

### 廃棄物の換算

[重量換算の仕方] 取扱量が容積( $m^3$ )でしかわからない場合、次の式により重量(kg)換算してください。

$$\text{廃棄物取扱重量 (kg)} = \text{廃棄物取扱容積 (m}^3\text{)} \times \text{換算比重} \times 1,000$$

換算比重が分からない場合は「産業廃棄物コード表」の値を用いて重量換算してください。

- [例1] ドラム缶入りの廃酸が20本発生した場合の廃棄物重量は、  
 $200 \text{ L} \times 20 \text{ 本} = 4,000 \text{ L}$  (ドラム缶1本の容積を200Lとする。)  
 $1,000 \text{ L}$ が $1 \text{ m}^3$ ですので、 $4,000 \text{ L}$ は $4 \text{ m}^3$ です。  
 廃酸の換算比重は、1.25です。

従って、求める廃棄物重量は、 $4 \text{ m}^3 \times 1.25 \times 1,000 = 5,000 \text{ kg}$  となります。

- [例2] 感染性廃棄物を内容積30Lのバイオハザードマーク付きの容器で10個分処理した場合の重量は  
 $30 \text{ L} \times 0.3 \text{ kg/L} \times 10 = 90 \text{ kg}$  となります。

# 【記入例】

## 特別管理産業廃棄物処理実績報告書（平成17年度）＜特定有害＞

兵庫県知事様 平成18年 6月 30日  
 平成17年度の特別管理産業廃棄物の処理の実績について、次のとおり報告します。  
 特別管理産業廃棄物管理責任者氏名 兵庫 太郎 兵庫 次郎  
 記入担当者氏名(上記と異なる場合のみ記入)： \_\_\_\_\_

\*以下の質問で、当てはまるところに を付けてください。

- (1) 特別管理産業廃棄物の管理責任者の変更がありましたか? ----- はい・**いいえ**  
 《「はい」の場合、その資格を証明する書類の写し(講習会の受講証等)を添付してください。》  
 (2) 平成17年度において、特別管理産業廃棄物が発生しましたか? ----- **はい** いいえ  
 《この質問で「いいえ」の場合、その理由は以下のうちどれですか?》  
 1. 廃業した(今後、様式の送付は不要) 2. 休止・休業中 3. その他( )

平成17年4月1日 ~ 平成18年3月31日

委託の場合

特別管理産業廃棄物の種類	特管区分コード	廃棄物コード	処理委託量 (単位:kg)	委託先の市町名 (兵庫県以外の場合は都道府県名)	
				中間処理	最終処分
廃油	2	03	50	市	県
計			50		
中間処理委託業者名		環境株式会社			

自己処理の場合

(特別管理)産業廃棄物の種類	特管区分コード	廃棄物コード	自己処理量	処理後普通産廃の		委託先の市町名 (兵庫県以外の場合は都道府県名)	
				保管量	処理委託量	中間処理	最終処分
				(単位:kg)			
汚泥	3	02	200		5	町	市
計			200		5		
中間処理委託業者名		環境株式会社					

# お問い合わせ先

- 兵庫県（神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市の4政令市を除く。）の問い合わせ先 -

問 い 合 わ せ 先		管 轄 地 域	
所 管 別 県 民 局 一 覧	阪神南県民局 環境課	〒660-8588 尼崎市東難波町5-21-8 06-6481-7641	芦屋市
	阪神北県民局 環境課	〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15 0797-83-3101	伊丹市、宝塚市、川西市、 三田市、猪名川町
	東播磨県民局 環境課	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 0794-21-1101	明石市、加古川市、高砂市、 稲美町、播磨町
	北播磨県民局 環境課	〒673-1431 加東郡社町社字西柿1075-2 0795-42-5111	西脇市、三木市、小野市、 加西市、加東市、多可町
	中播磨県民局 環境課	〒670-0947 姫路市北条1-98 0792-81-3001	神河町、市川町、福崎町
	西播磨県民局 環境課	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25 0791-58-2100	相生市、たつの市、赤穂市、 宍粟市、太子町、上郡町、 佐用町
	但馬県民局 環境課	〒668-0025 豊岡市幸町7-11 0796-23-1001	豊岡市、養父市、朝来市、 香美町、新温泉町
	丹波県民局 環境課	〒669-3309 丹波市柏原町柏原688 0795-72-0500	篠山市、丹波市
	淡路県民局 環境課	〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5 0799-22-3541	洲本市、南あわじ市、淡路市
兵庫県 健康生活部 環境管理局 環境整備課 廃棄物指導係	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-341-7711（内線 3350）		

〒

所在地

事業者名

御中

所在地、事業者名、電話番号、特別管理産業廃棄物管理責任者名に変更があった場合は、該当部分を二重線で消し、余白に変更後の当該事項を記入して下さい。

(事業者コード)

(地域)

電話番号：

## 特別管理産業廃棄物処理実績報告書（平成17年度）＜特定有害＞

(この用紙のみ提出してください。)

兵庫県知事様

平成18年\_\_月\_\_日

平成17年度の特別管理産業廃棄物の処理の実績について、次のとおり報告します。

特別管理産業廃棄物管理責任者氏名 \_\_\_\_\_

記入担当者氏名(上記と異なる場合のみ記入)： \_\_\_\_\_

\*以下の質問で、当てはまるところに を付けてください。

(1) 特別管理産業廃棄物の管理責任者の変更がありましたか？----- はい・いいえ

《「はい」の場合、その資格を証明する書類の写し(講習会の受講証等)を添付してください。》

(2) 平成17年度において、特別管理産業廃棄物が発生しましたか？----- はい・いいえ

《この質問で「いいえ」の場合、その理由は以下のうちどれですか？》

1. 廃業した(今後、様式の送付は不要)    2. 休止・休業中    3. その他( )

平成17年4月1日 ~ 平成18年3月31日

委託の場合

特別管理産業廃棄物の種類	特管区分コード	廃棄物コード	処理委託量		委託先の市町名 (兵庫県以外の場合は都道府県名)	
			(単位:kg)		中間処理	最終処分
計						
中間処理委託業者名						

自己処理の場合

(特別管理)産業廃棄物の種類	特管区分コード	廃棄物コード	自己処理量	処理後普通産廃の		委託先の市町名 (兵庫県以外の場合は都道府県名)	
				保管量	処理委託量	中間処理	最終処分
				(単位:kg)			
計							
中間処理委託業者名							

廃棄物の種類、処理ルートごとに記入してください。処理委託量が「0(ゼロ)」の項目の記入は不要です。

備考) 特管コード、廃棄物コードは、【記入要領(兵庫県用)】のコード表を参照してください。